令和6年能登半島地震の被害により被災した世帯の皆様へ 生活福祉資金貸付制度のご案内

特例貸付

緊急小口資金

一時的な生活費にお貸しします

貸付内容

〇対 象 世 帯

- (1) 令和6年能登半島地震による被災により、災害救助法の適用となった地域に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯。
- (2) 本特例措置の貸付対象の前提となる地域から新潟県へ避難した者のうち、今後、県内に当分の間(1月程度以上を目安)居住し、継続的に連絡が取れることが見込まれる者で本特例措置による貸付が必要と認められ、当座の生活費を必要とする世帯。
 - ※1世帯あたり1回のみの貸付です。なお、審査の結果、貸付できない場合もあります。
- 〇貸付限度額 10万円以内(特別の場合 20万円以内)

※特別の場合

- ①世帯員の中に死亡者がいるとき。
- ②世帯員に要介護者がいるとき。
- ③世帯員が4人以上いるとき。
- ④前各号に掲げるもののほか、重傷者、妊産婦、学齢児童がいる世帯等で 特に新潟県社会福祉協議会会長が認めるとき。

〇据 置 期 間 1年以内

〇償 還 期 間 据置期間経過後2年以内

○貸 付 利 子 無利子(但し、償還期間終了後から延滞利子[年 3.0%]がかかります。)

〇実 施 主 体 社会福祉法人新潟県社会福祉協議会

持参いただくもの

- ○身分を証明できるもの(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、住民票等)
- 〇送金及び返済のための通帳又はキャッシュカード、銀行印(ネット銀行を除く)

申込先

〇住所を有する市町村社会福祉協議会又は避難をしている避難所等が所在する市町村社会福 祉協議会

|貸付期間||○令和6年1月12日 ~ 当分の間

お問い合わせ

佐渡市社会福祉協議会 (0259 - 81 - 1155) 福祉課 生活支援係